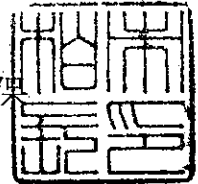


環 境 大 臣 細 野 豪 志 様

放射性物質を含む焼却灰に係る一時保管場所等
の確保及び市町村からの引受け並びに市町村の費
用負担の無い国費等による措置に関する緊急要望

平成23年11月30日

千葉県 柏 市 長 秋 山 浩 保



8, 000 Bq/kg を超え, 100, 000 Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針が8月31日に環境省から示されましたが, 最終処分を引き受ける民間事業者等は, 未だに見つかっておりません。

清掃工場における焼却灰の保管量は限界に達するまでに至っており, やむを得ず焼却の停止や枝草の保管等の緊急的な対処を続けております。

このまま焼却灰の一時保管場所や最終処分場の見通しが立たなければ, 市民生活に重大な影響を及ぼす危機的な状況にあります。

また, 子どもの生活環境を中心に徹底した除染を行っていくことを基本方針とし, 平成23年度から25年度まで, 総額で約33億5千万円の除染事業を実施する予定です。

つきましては, 継続的かつ確実に一般廃棄物の焼却処理や除染事業が行えるよう, 下記の事項について, 緊急に要望します。

記

- 1 国の強い指導力を持って千葉県と協議を行い, 8, 000 Bq/kg を超える放射性物質を含む焼却灰の一時保管又は最終処分が出来る場所を早急に確保すること。

なお, 除染に伴う汚染土壌や汚泥の保管及び処分に関する支援等を併せて行うこと。

- 2 8, 000 Bq/kg を超える放射性物質を含む焼却灰は, 特別措置法の施行の日である平成24年1月1日以降, 同法第17条第1項の規定による指定及び指定された焼却灰の市町村からの引受けを直ちに実施すること。
- 3 放射性物質を含む焼却灰の保管や除染に係る市町村の費用負担が生じないようにすること。

なお, 国による措置が困難な部分については, 汚染原因者である東京電力株式会社による補償を国が担保すること。